

いじめ防止対策推進法に基づく

学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日改訂

- 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 地域や家庭との連携
 - (5) 関係機関との連携
 - (6) 重大事態への対処
- 2 重大事態発生時の対応
- 3 校内生徒指導体制



所沢市立富岡小学校

いじめ防止対策推進法に基づく

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。

その実現のためには、学校、保護者及び地域がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。

また、全国で発生したいじめ重大事件を教訓に、いじめ撲滅に向けた新たな考え方でいじめ問題の対策を講じる必要もあります。

そこで、本校では、生徒指導委員会が中心となり、以下の姿勢・考え方のもと、すべての児童が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めていきます。

いじめの定義について

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の規定によるものとします。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

いじめの理解について

いじめの理解については、共通の認識をもって対処するものとします。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学年や学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成させるようにすることが必要です。

上記を踏まえ、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」ことが大切です。

(1) いじめの未然防止

いじめの未然防止・早期発見、早期対応と解消に向け、校種間の連携や心のふれあい相談員、教育相談コーディネーターを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童の特性を踏まえた実効性のある取組をします。

児童からの相談に対応できる体制整備を図り、関係機関との連携等を図り必要な支援を行います。

「いじめ撲滅強調月間」等を活用し、いじめに対する「行動宣言」等を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」、「児童会（代表委員会）等が中心となったいじめ防止」への取組などを活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とします。

(1) 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

児童の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。スクールカウンセラーや相談員、養護教諭、教職員が連携し、児童生徒に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見、早期対応と解消に努めます。

(2) 「子どもの人権」の啓発推進

お互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組として、人権標語を掲示して環境を整えたり人権週間を設けて人権について考えさせたりなど、また職員間の研修会の中で、「子どもの人権」について啓発したりします。

①「いじめは重大な人権侵害」

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり決して許されないことを理解させます。

②「いじめは刑事罰の対象に」

いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを理解させます。

③「東日本大震災により被災した児童に対して」

東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被害児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対してのいじめについて理解させます。

④「感染症等による罹患者に対して」

感染症等による罹患者に対する全児童の不安感を教職員が十分に理解し、心のケアを適切に行います。特に、感染をきっかけとする誹謗中傷やご家庭のプライバシーを傷つけるようなことのないように、注意を払いながら理解を進めます。

⑤「配慮が必要な児童について」

特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない児童生徒」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、児童生徒それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努めます。

(3) 道徳教育の充実

いじめ未然防止のため学校研究を基にした道徳教育の授業実践を充実させ、児童の豊かな心をはぐくみ、「いじめをしない・させない」資質を育てます。

「彩の国道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」の活用の推進を図ります。

(4) 情報モラル講習会の充実

健やか輝き支援室生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童、保護者向けに実施している講習会の充実を図り、スマートフォン（メール、ライン等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。

インターネットの特性を踏まえて、情報モラル教育を充実させることが大切です。そのため、インターネットの使用に関するルールや情報モラル教育の充実に努め、児童が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行います。また、児童や保護者を対象に外部講師による講演を行います。

(2) いじめの早期発見

(1) 定期的ないじめの実態把握と校内における対応

いじめ防止対策推進法の趣旨を職員に周知徹底するとともに、いじめの認知が確実かつ適切に行われるように指導を行います。年間を通して定期的（学期に1回程度）に「なかよしアンケート」を実施し、いじめは起こり得るとの認識のもと、個人面談、日記といったような教職員と児童との間で行われている活動を活用し、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握するとともに、校内で迅速に情報共有を行います。アンケートでは本音を書かない児童生徒がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努めます。また、相談室の存在を児童生徒・保護者に積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに努めます。生徒指導担当キーパーソンを中心とし、スクールカウンセラーや相談員と教員、養護教諭等が連携して、多くの目で子どもたちを見守ります。対応の必要なケースについては事実確認とともに、まずいじめられた側の児童の保護者との連携を十分に図ります。

また、解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として続けるよう、校内の組織を工夫します。

保護者や地域へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動を進めていきます。

(2) 教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図ります。学級担任をはじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会活動の担当教員、部活動の顧問、支援員、相談員、スクールカウンセラーといった児童生徒に関わるすべての教職員は、日頃の人間的なふれあいを通して一人一人の児童生徒と信頼関係を築き、児童生徒を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努めます。

そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I' s 2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル vol. 4」を活用して校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上を図り、共通理解を図るとともに、個々の児童生徒への指導の充実を図ります。

(例) 好意から行った行為が意図せず相手側を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能だが、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有をします。

(3) いじめへの早期対応

(1) いじめ問題に対応する体制の整備

学校だけでは解決が困難ないじめに関する問題に対応するために、有識者による相談体制を整えます。

本校の「学校いじめ防止基本方針」は、国の基本方針、埼玉県基本方針、所沢市基本方針を参考に児童の実態に応じて、「いじめの防止のための取組」「早期発見」「いじめ事案への対処のあり方」「教育相談体制」「生徒指導体制」「校内研修」等を定めました。また、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を進め、いじめ問題に対応していきます。

また、いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する体制を支援していきます。

(2) 教育相談の充実

①児童が相談しやすい校内体制の工夫

教育相談週間を設定したり、日常生活の中で児童が相談する時間帯や場所などを工夫したりするなど、児童が自身の思いを表現できる環境づくりに努めます。

②多面的な生徒指導体制の構築

校内に組織されている、生徒指導部会、教育相談部会だけでなく、校内で組織する委員会・ケース会議に、校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整えます。

(3) いじめる側の児童への実効性のある指導

①毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童に対する指導については、全職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別の働きかけを行います。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、警察と連携して対応します。

②保護者と一体となったいじめ改善

いじめる側の児童に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るように努めます。

「学校いじめ防止基本方針」については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに入学時や各学年、年度初めに、児童、保護者、関係機関等に周知します。

③加害児童に対する成長支援

いじめの加害児童に対する成長支援の観点から、加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう周知します。

(4) 児童の主体的な活動の促し

小学校の児童会において、児童が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるように指導します。【いじめゼロリボンの取り組み、人権標語の取り組み】

また、児童自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学級活動等で指導します。

(5) いじめの解消について

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われているものを含む)が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただしいじめの被害の重要性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ問題対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて、相当な期間を設定して、状況を注視していきます。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ問題対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、実行します。

※ いじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察します。

※ 卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断することがないようにする。(小から中への引継ぎ等。)

(4) 地域や家庭との連携

(1) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

本校の学校生活の様子やいじめ防止についての方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築します。

また、学校応援団(P.T.A・後援会・学校地域連絡会・おやじの会・防犯や図書などのボランティアスタッフ等)と連携した児童の見守りに取組みます。

(2) 校種間及び関係機関との一層の連携

入学・卒業時等における的確な情報伝達

幼稚園・保育園から小学校入学にあたり、情報交換の場を設け学校生活へのスムーズな接続を心がけます。また、小・中一貫教育・小中連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめにかかわる情報連携を行います。必要に応じて、諸機関(児童相談所、所沢警察署、こども相談センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、県立総合教育センター)との連携を進めていきます。

(3) 幼児期からのいじめ未然防止に向けた取組の推進

入学時に「子育ての目安『3つのめばえ』を参考にし、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼児期からのいじめの未然防止に向けた継続した取組を促します。

(5) 関係機関との連携

①子ども関連機関や各専門機関との情報共有

いじめの要因は様々であることから、所沢市立教育センター、こども支援センター、福祉関連機関、児童相談所及び警察等との連携を図り、情報共有を継続的に行い、いじめの早期発見、早期対応、解消、見届けを行います。

(6) 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

○重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに所沢市教育委員会に報告します。

(2) 調査の実施

○**拡大生徒指導委員会**を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にします。
また、所沢市「いじめ対応マニュアル」に沿って対応をします。

(3) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行います。これらの情報提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

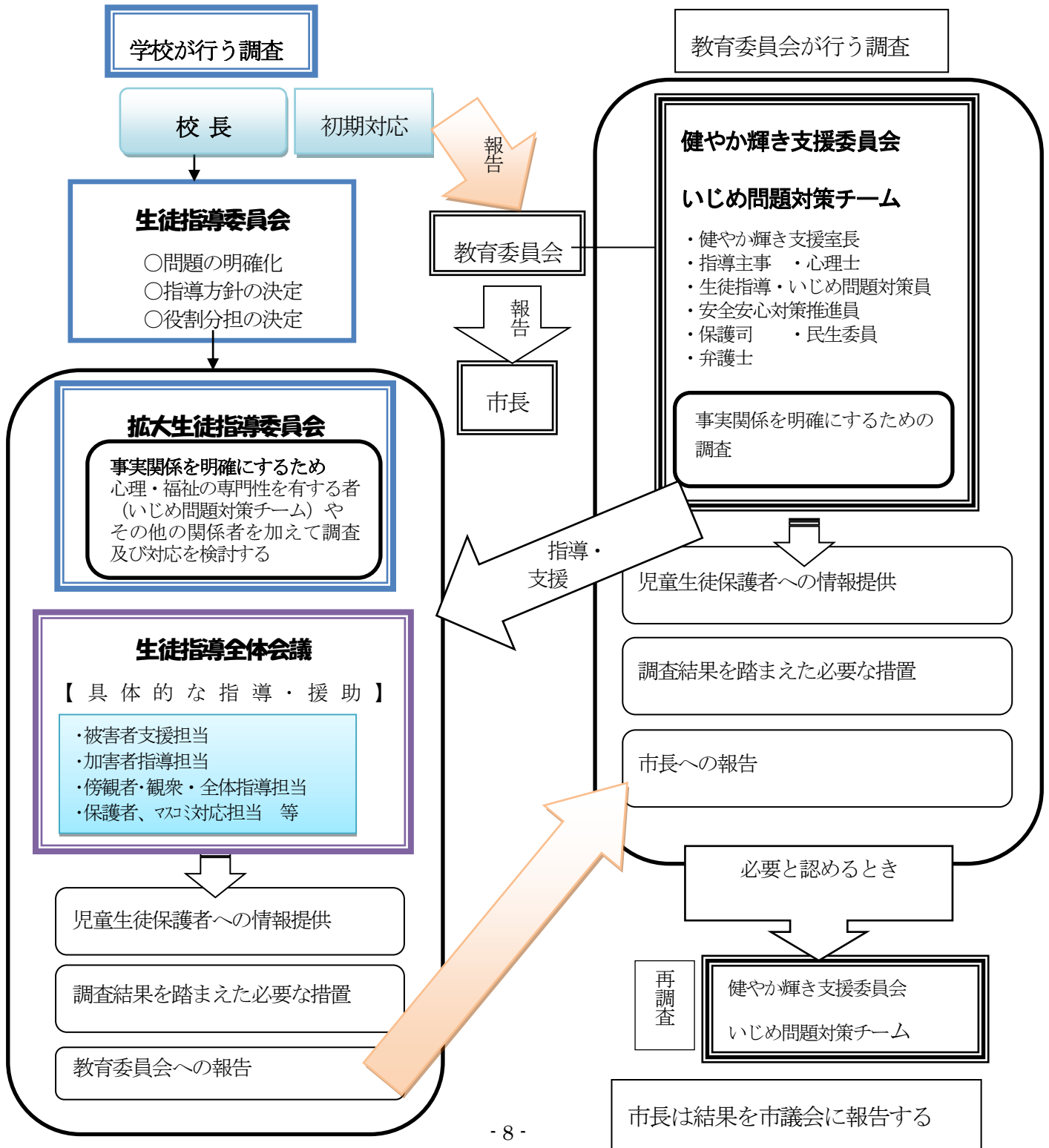
②調査結果の報告

調査結果について、所沢市教育委員会に報告します。

2 重大事態発生時の対応

想定される重大事態（第28条に規定するもの）

- ①児童が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合



3 校内生徒指導体制

生徒指導委員会（校長・教頭ほか12名）

いじめ防止対策推進委員会・特別支援教育校内委員会を兼務

生徒指導領域

生徒指導主任・体育主任・安全主任

非行問題行動事例⇒司法・福祉機関連携

（学校生活全般のルールの定着）（学習離脱）

（いじめ・暴力・万引き）

特別活動領域

教務主任・特別活動主任・道徳主任
人権教育主任・総合的な学習の時間主任

より良い学校生活⇒積極的な生徒指導

（学校行事や児童会活動での取組み）

（道徳教育・学級会活動・学級指導）

教育相談領域

教育相談主任・学校保健主任・保健主事
特別支援教育主任（コーディネーター）

学校不適応事例⇒外部相談機関・医療機関連携

（不登校・児童虐待・医療機関連携）

（適応指導・個別の支援計画・就学相談）

警察署
児童相談所
健やか輝き支援室

各専門病院
療育機関

教育センター相談室 適応指導教室
就学支援委員会 こども支援課
通級指導教室 市専門家チーム

拡大生徒指導委員会

さらに全教職員

生徒指導全体会議